



※右下図参照

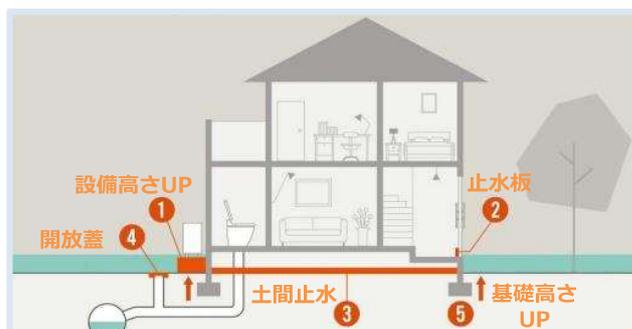
もしもの時も安全に暮らす「床下浸水配慮仕様」

近年、気候変動によるゲリラ豪雨や台風などの増加に伴い、建物や命に危険を及ぼす浸水被害も増えてきています。その中でも床下浸水は約65%を占めています。

また、一般的な火災保険には水災補償をつけることができますが、地面から45cm以下の床下浸水の場合は、保険適用外となってしまう、修復にかかる費用はお客様負担となってしまいます。床下浸水の被害にあえば、泥だし・清掃・消毒に加え、被災から復旧までいつも通り生活できないストレスもかかってきます。そこで積水ハウスでは、「**床下浸水配慮仕様**」を用意しました。

「**床下浸水配慮仕様**」とは、右に示す5つの対策を施した仕様であり、この対策を行うことで被害を軽減できます。5つの内、①③④⑤は施工時に対策を施し、②に関しては浸水の恐れがある際に、お客様に“玄関止水板”を取り付けていただくこととなります。もしも避難が必要になった場合は、取り付けのまま避難できます。

積水ハウスの床下浸水配慮仕様で、もしもの時も安心して暮らせる生活を実現しませんか?



床下浸水配慮仕様【対策①～⑤をすべて実施すること】

※完全防水仕様ではありません

- ①: 設備機器の高さを上げて水没を防止
- ②: 止水板で玄関ドアからの浸水を抑制
- ③: 基礎下からの水の侵入を抑制
- ④: ゲリラ豪雨時のトイレの水の飛散を防止
- ⑤: 基礎上からの水の侵入を防止



※止水板を取り付けた状態で玄関ドアの開閉可能